

Business Certificate news

No.: TCCI-0013

Date: 2011年5月23日

取引先等への放射性物質に係る証明について タイ向け農水産品貨物に関するお知らせ(第2報)

－タイ政府が商工会議所発行の原産地証明書の使用許可取りやめを発表－

先般、Business Certificate news No.: TCCI-0012、Date: 2011年5月9日にて、タイ向けの農水産品貨物について、12都県以外からの輸入に際し暫定的に、日本の商工会議所が発行する原産地証明書も「産地証明」として認められることになった旨お知らせいたしました。このほど、下記のとおり、タイ国当局（保健省食品医薬品局・FDA）が当該使用許可の取りやめを発表したとの情報を入手いたしました。

当所では、引き続き関係情報の把握に努めてまいります。輸出者におかれましても、取引先等を通じ同発表内容の事実確認や適用時期等の詳細についてご確認ください。

記

1. 内 容

12都県以外からの農水産品の輸入に際し提出が義務付けられている「産地証明書」について、これまで暫定的に認められていた、日本の商工会議所が発行した原産地証明書の使用許可措置を取りやめる。

*12都県：福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉
(理由) FDA長官のコメント（ジェトロ Web サイトより）

在タイ日本大使館から、日本の政府機関は2011年5月16日からFDAが定めた告示に従った原産地証明書を発行できるようになったとの書面による通知を受けたため。

2. 同発表内容に係る参考情報（ジェトロ Web サイトより）

http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/20110520_01.html

（冒頭記事を抜粋）

商工会議所が発行する「原産地証明書」の使用許可取りやめをタイ政府が発表（タイ）
2011年5月20日 バンコク事務所発

5月19日夕刻、タイ王国保健省食品医薬品局（FDA）は、福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉の12都県以外からの食品の輸入に際し提出が義務付けられている「原産地証明書」について、商工会議所が発行したものの使用許可取りやめを発表した。FDA側がこれまで説明してきた内容を急遽変更するもので、これから輸入通関手続きが行われる荷を抱える食品輸入関係者への影響は必至であり、事実関係の確認が必要となる。また、FDA側が近く改正を予定しているとされる保健省令の内容も注視される。

3. 日本政府や都道府県が発行する農水産品に係る産地証明

（申請窓口一覧）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/madoguchi.pdf

以上